

# 交通規制審議会設置に関する訓令

(平成 19 年 9 月 25 日静岡県警察本部訓令第 41 号)

## (目的)

第 1 条 この要綱は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づき、公安委員会が実施する通行の禁止制限又は指定（以下「交通規制」という。）について広く関係者の意見を聴き、適正かつ合理的な交通規制を実施することを目的とする。

## (審議会)

第 2 条 署に交通規制審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (審議会の組織)

第 3 条 審議会は委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち署長が適任と認められるものに委嘱する。

- (1) 道路管理担当責任者
- (2) 市町長又はこれに代わる者
- (3) 市町教育関係の代表者
- (4) 市町交通安全対策委員会等の代表者
- (5) 消防機関の代表者
- (6) 交通安全協会地区支部の役員
- (7) 運輸業者の代表者
- (8) 運転者の代表者
- (9) 女性団体の代表者
- (10) 商工業者の代表者
- (11) 自治会等の代表者
- (12) その他署長が必要と認めた者

3 委員の委嘱は、委嘱状（様式第 1 号）をもって行う。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することを妨げない。

## (会長及び副会長)

第 5 条 審議会に次の役員を置く。

会長 1 名

副会長 1 名

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (審議事項)

第6条 審議会は、署長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 交通規制計画に関する事項
- (2) 交通規制の検討及び調整に関する事項
- (3) その他署長が特に依頼した事項

(会議)

第7条 会長は、第6条に定める事項について署長の諮問があったときは、速やかに会議を開くものとする。

- 2 会議は、必要により交通規制の対象に関係の深い委員のみをもって開催することができる。
- 3 会議には、必要により交通規制の対象となった地域関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(合同審議会)

第8条 署長は、交通規制実施計画を諮問する場合において、次の事項が認められるときは、合同審議会を開くことができる。

- (1) 隣接署管内に影響を及ぼすと認められるとき。
  - (2) 隣接署と同時に規制を実施することが適切と認められるとき。
  - (3) 関係する署と審議会を開催することが行政上効率的と認められるとき。
- 2 前項の場合において、事前に関係署長と連絡をとり、相互の調整を図るとともに前項第1号又は第2号と認められたときは、交通規制課長を経由して本部長に報告しなければならない。
  - 3 会長は、署長から第1項の要請があったときは、速やかに合同審議会を開催しなければならない。

(庶務)

第9条 この審議会の運営に伴う庶務は、署交通（地域交通）課において処理する。

(簿冊)

第10条 審議会に委員名簿（様式第2号）、会議録（様式第3号）その他必要な簿冊を備え付けるものとする。

- 2 会議録には、会議の状況を記録し、その経過を明らかにしておかなければならぬ。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成19年9月25日から施行する。

## 附 則(令和5年3月17日県本部訓令第18号)

この訓令は、令和5年3月20日から施行する。

附 則(令和6年3月27日県本部訓令第9号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。